

7市町連携オープンデータ推進に関する基本事項

平成29年3月15日

1 趣旨

尾三地区自治体間連携協力を締結する5市町（豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町）及び瀬戸市、尾張旭市（以下「7市町」という。）において連携してオープンデータを推進するにあたり、基本的な事項を定めるものです。

2 背景

行政機関の保有する情報を二次利用可能な形式で公開するオープンデータは、行政の透明性・信頼性の向上や、住民参加・官民協働推進および経済活性化に寄与するものとして、国の策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」を始めとし、各自治体に積極的な取り組みが求められています。

一方でオープンデータを活用したアプリ等の開発により、市民生活の向上が図られている実例も全国の自治体においてみられ始めており、7市町においてもオープンデータの推進に取り組むものです。

3 目的

7市町が連携してオープンデータを推進することで、自治体ごとに取り組むよりさらに広範囲な地域での行政の透明性の確保や利便性の向上を図り、住民参加、公民学連携等を促し、地域全体の活性化を目指すものです。

4 参加自治体及び協力機関

7市町のほか、名古屋大学 大学院情報学研究科 安田・遠藤研究室等の学識経験者に協力・助言等を得て進めるものとします。

5 オープンデータ推進の基本ルール

7市町はオープンデータを推進するにあたり、基本ルールを以下のとおりとします。

(1) 二次利用可能な利用ルールの設定

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス4.0国際 (CC-BY4.0)

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) による公開を原則とし、オープンデータを公開する各ページにライセンス表示を行います。

(2) 機械判読に適したデータ形式

可能な限り、特定のアプリケーションに依存しないCSV形式での公開とします。また、文字コードは原則UTF-8を採用することとします。

(3) ユニバーサルメニューに基づいた分類

公開データの分類は、ユニバーサルメニューに基づくものとします。

(4) 統一した形式による公開

7市町で統一した形式により公開することが望ましい項目については、可能な限り「あいち電子自治体推進協議会 オープンデータ推進ガイドライン」において推奨する項目を用いた統一形式により公開します。

(5) 公開データの範囲

原則、各市町のホームページにおいて公開している情報を対象とし、以下の項目を優先的に公開します。ただし、個人情報等の個人の権利侵害につながるおそれのあるものや、個別法令で二次利用が認められない情報は対象外とします。なお、国の実施する基幹統計等の調査結果の各市町の統計データは、e-Stat（政府統計の総合窓口 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>）に掲載されているため、この限りではありません。

ア 防災・減災情報

イ 地理空間情報

ウ 統計情報

エ 住民・事業者等からの利用ニーズや問合せの多い情報

オ 積極的に広報を行う必要のある情報

(6) メタデータの付与

公開データには、それがどのようなデータかひと目で分かるようメタデータを付与します。メタデータは以下の内容を含むものとします。

ア タイトル

イ 分類によるタグ

ウ 説明

エ 作成者（または担当課）

オ データ形式（主にCSV）

カ 最終更新日

キ その他、7市町統一形式の場合それが分かる記述（アイコン等）

(7) オープンデータの掲載場所と相互リンク

各市町のオープンデータは公式ホームページに専用ページを設け、また、そのページの下部には当該自治体以外の6自治体のオープンデータ公開ページのリンクを貼ることとします。

6 オープンデータの利活用に関する協力

5（5）に掲げる項目以外でも、7市町で統一して公開することに意義のあるデータは、各市町の実情に考慮しつつ協力して公開します。また、7市町のオープンデータの推進や市民の利便性向上に資する事業者・研究機関等の実証実験等には、可能な限り連携して協力します。